

# 合併に関する手続き

平成 13年 11月

合併重点支援地域の指定

平成 14年 4月

野田市・関宿町合併協議会設置

協議会における検討

事務事業調整、建設計画案の作成

住民への説明

合併の是非の最終判断

両首長による合併協定書への調印

野田市議会、関宿町議会の議決

県に対する合併の申請

県議会の議決

総務大臣の告示

新市の発足

新市まちづくり委員会(6月)、  
地区別懇談会(7月)、各界懇談  
会(7月)、ホームページ、ファ  
ックス等により住民の皆さんの  
意見を聴取

正式に合併を決めるには、両市  
町の議会がそれぞれ合併につい  
て議決する必要があります

合併申請を受けた県知事は、県  
議会に付議し、議会の議決を得  
ることになっています